



# 島根県報

令和4年3月8日(火)

第 292 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

### 【告 示】

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正 (廃 棄 物 対 策 課) 3

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 3

森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( " ) 3

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱の廃止 (産 業 振 興 課) 4

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 4

島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の一部改正 (建 築 住 宅 課) 4

### 【公 告】

基本測量の実施 (技 術 管 理 課) 5

公共測量の終了 ( " ) 5

### 【監査告示】

島根県監査委員処務規程の一部改正 5

### 【公安規則】

銃砲の所持許可等の期間を定める規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 6

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 6

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

## 1 規則の概要

## (1) 設備使用料の額の改定（別表第1関係）

設 備 名		単 位	改正前	改正後
大会議室	映像設備	一式1時間につき	260円	430円

## (2) 設備使用料の新設（別表第1関係）

設 備 名		単 位	使 用 料
大会議室・特別会議室	4面ディスプレイ型WEB会議システム	一式1時間につき	190円
南館会議室	WEB会議システム	一式1時間につき	60円

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第27号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表大会議室の部映像設備の項中「260円」を「430円」に改め、同表の3の表中

「

	映像設備	一式1時間につき	220円	
--	------	----------	------	--

」

を

「

	映像設備	一式1時間につき	220円	
大会議室・特別会議室	4面ディスプレイ型WEB会議システム	一式1時間につき	190円	
南館会議室	WEB会議システム	一式1時間につき	60円	

」

に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）第4条第1項の承認を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

**告 示****島根県告示第134号**

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、「産業廃棄物性状表」を「県外産業廃棄物性状表」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**島根県告示第135号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町下橋波33-1、34、737-1、738、739

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第136号**

令和4年島根県告示第72号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
浜田市久代町1095-5	宇津 藤作
浜田市久代町1096	宇津 丈一
浜田市久代町1627-2、1643-5	西山 ミドリ
浜田市久代町1644-1、1644-5、1644-13	宇津 典英
浜田市久代町1644-1、1644-5、1644-7、1644-13	三明 勝利
浜田市久代町1644-1、1644-13	三明 勝美
浜田市久代町1644-5、1644-7	三明 勝美
浜田市久代町1650-1	佐々木 勇
浜田市久代町1650-1	山藤 久一
浜田市河内町3198-1、3198-14	井野口 英子

### 島根県告示第137号

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱（平成17年島根県告示第646号）は廃止し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県告示第138号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
飯南町	平成22年度～令和2年度	31枚	1冊	頓原15-1	令和4年2月28日

### 島根県告示第139号

島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年島根県告示第849号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条第1項第1号中「第2条第1項に規定する建築士」を「第13条の規定に基づく一級建築士試験、二級建築士試験若しくは木造建築士試験に合格した者」に、「二級建築施工管理技士」を「若しくは二級建築施工管理技士」に改める。

様式第2号中「昭・平」を「昭・平・令」に、

「

一級・二級・木造	建築士 登録番号 第	号	を
----------	------------	---	---

」

「

一級・二級・木造	建築士試験合格番号又は建築士登録番号	第	号
----------	--------------------	---	---

に、  
」

「建築士免許証」を「建築士試験合格通知書、建築士免許証」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和4年3月8日から施行する。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

#### 2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### 3 作業地域

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐郡隠岐の島町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年2月18日に終了した旨出雲県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

#### 2 作業期間

令和3年12月18日から令和4年2月18日まで

#### 3 作業地域

出雲市所原町地内

## 監 査 委 員 告 示

#### 島根県監査委員告示第1号

島根県監査委員処務規程（昭和29年島根県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日

島根県監査委員 白 石 恵 子

同 加 藤 勇

同 大 國 羊 一  
同 三 島 明

第7条第2項の表監査第一課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 内部統制評価報告書の審査に関すること。

第7条第2項の表監査第二課の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

**附 則**

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**公 安 委 員 会 規 則**

銃砲の所持許可等の期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

**島根県公安委員会規則第3号**

銃砲の所持許可等の期間を定める規則の一部を改正する規則

銃砲の所持許可等の期間を定める規則（昭和53年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

銃砲等の所持許可等の期間を定める規則

第1条の見出しを「（射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等の所持許可期間）」に改め、同条第1項中「射撃用けん銃」を「拳銃」に、「空気けん銃」を「空気拳銃」に改める。

第2条中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

**島根県公安委員会規則第4号**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部本部長が代行することができる事務の欄中「銃砲又は刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に、「けん銃」を「拳銃」に改める。

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第3条第1項第11号及び第13号の項中「及び第13号」を「から第15号まで」に改め、同部第4条の4第2項の項の次に次のように加える。

第4条の4第3項

表示措置命令

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第5条の3第1項の項中「講習会」を「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会」に改め、同部第5条の3第3項（第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。）の項本部長が代行することができる事務の欄を次のように改める。

講習修了証明書等書換申請書又は講習修了証明書等再交付申請書

の受理及び書換え又は再交付
---------------

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第5条の3第4項の項中「講習会」を「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会」に改め、同項の次に次のように加える。

第5条の3の2第1項	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催
第5条の3の2第2項	講習修了証明書の交付
第5条の3の2第3項	講習修了証明書等書換申請書又は講習修了証明書等再交付申請書の受理及び書換え又は再交付
第5条の3の2第4項	クロスボウの取扱いに関する講習会講師の委託

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第8条第8項から第10項までの項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同部第9条の3第1項の項中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同項の次に次のように加える。

第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定
------------	---------------

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第9条の15第2項及び第3項の項の次に次のように加える。

第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格認定申請書の受理及びクロスボウ射撃資格の認定並びにクロスボウ射撃資格認定証の交付
第9条の16第2項	クロスボウ射撃資格認定証書換申請書又はクロスボウ射撃資格認定証再交付申請書の受理及び書換え又は再交付並びにクロスボウ射撃資格認定証の返納の受理

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第10条の6第1項の項中「銃砲」を「銃砲等」に、「報告聴取」を「報告徴収」に改め、同部第10条の8第1項の項中「猟銃等」を削り、同部第10条の8第2項の項中「改善命令等」を「改善等の命令」に改め、同部第10条の8第4項の項中「猟銃等」を削り、同項の次に次のように加える。

第10条の8の2第1項	保管業届出書の受理
第10条の8の2第2項	クロスボウ保管業者に対する改善等の命令
第10条の8の2第4項	保管業廃止届出書の受理

別表銃砲刀剣類所持等取締法の部第11条第7項及び第8項の項中「第11条第7項及び第8項」を「第11条第8項及び第9項」に改め、同部第11条第9項から第11項までの項中「第11条第9項から第11項まで」を「第11条第10項から第12項まで」に、「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同部第13条の項及び第13条の3第2項の項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同部第24条の2第8項の項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃」に改める。

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行令の部第17条第2項の項中「講習会」を「猟銃等講習会」に改め、同項の次に次のように加える。

第19条の2第2項	クロスボウ講習会開催の公表
-----------	---------------

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第12条第2項（第42条第2項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第18条の2第2項	クロスボウ番号標の交付
第18条の2第3項	クロスボウ番号標の亡失、滅失、汚損又は破損届出の受理

別表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の部第20条の項中「猟銃等」を削り、同部第35条第1項の項中「第35条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

## 附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。